

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 10    | 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

倉敷市長

## 公表日

令和6年3月15日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |







| システム4                                     |  |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
|---|--|---|-----------------------------------|---|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--|
| ①システムの名称                                  | 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)<br>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。   |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
| ②システムの機能                                  | <p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)<br/>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br/>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br/>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br/>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
| ③他のシステムとの接続                               | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>   | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム   | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム  |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等          | <input type="checkbox"/> 税務システム  |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )          |  |   |                                   |   |                                       |                                  |                                 |                                  |  |

| システム5                |  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------|---|
| ①システムの名称             | 医療保険者等向け中間サーバー等  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| ②システムの機能             | <p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。<br/>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能<br/>(1) 資格履歴管理(評価対象)<br/>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。<br/>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。<br/>(2) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)<br/>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。<br/>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能<br/>(1) 機関別符号取得(※2)(評価対象外)<br/>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。<br/>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。<br/>(2) 情報照会 及び (3) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)<br/>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。<br/>(4) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)<br/>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。<br/>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>3 本人確認事務に係る機能<br/>(1) 個人番号取得 及び (2) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外)<br/>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| ③他のシステムとの接続          | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>   | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ ] 税務システム | [ ] その他 ( | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 宛名システム等          | [ ] 税務システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] その他 (            | )  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |

|             |   |
|-------------|---|
| システム6～10    |   |
| システム6       |   |
| ①システムの名称    | 共通基盤システム  |
| ②システムの機能    | <p>1 ファイル連携機能<br/>各業務システム間の庁内連携のための機能である。<br/>連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。</p> <p>2 参照用住記データベース機能<br/>既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他      ( 戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム, 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療制度システム, 単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム, 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム, 下水道負担金管理システム )</p> |
| システム11～15   |   |
| システム16～20   |   |

| 3. 特定個人情報ファイル名             |  |
|----------------------------|--|
| 国民健康保険関係情報ファイル             |  |
| 4. 個人番号の利用 ※               |  |
| 法令上の根拠                     | 番号法第9条第1項 別表第一の30の項<br>番号法第9条第2項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条<br><br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30<br>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項   |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ |  |
| ①実施の有無                     | [ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;<br/>             1) 実施する<br/>             2) 実施しない<br/>             3) 未定           </div>  |
| ②法令上の根拠                    | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45、121の項<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項<br><br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署          |  |
| ①部署                        | 国民健康保険課  |
| ②所属長の役職名                   | 課長   |
| 7. 他の評価実施機関                |  |
| —                          |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |  |
|----------------|--|
| 国民健康保険関係情報ファイル |  |
| 2. 基本情報        |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 倉敷市国民健康保険の加入者全員  |
| その必要性          | 国民健康保険の加入者の適正な管理を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報を保有。   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報: 対象者の資格・賦課・徴収・給付の基本情報として管理するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 賦課・給付業務を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報: 資格・賦課・給付業務を行うために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報: 給付業務を行うために保有</li> <li>・雇用・労働関係情報: 保険料の軽減を行うために保有</li> <li>・年金関係情報: 保険料の特別徴収を行うために保有</li> <li>・公金受取口座情報: 還付先の口座情報を把握するために保有</li> </ul>  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月   |
| ⑥事務担当部署        | 国民健康保険課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |  |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、介護保険課、医療給付課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働省、年金保険者、デジタル庁 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者、岡山県国民健康保険団体連合会、内閣総理大臣 ) |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                     |  |
| ③使用目的 ※         | 国民健康保険法及び国民健康保険に関する法律及びこれらに基づく条例による国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付に関する事務を行うため。  |  |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 国民健康保険課、各支所国保介護課・国民健康保険担当の係  |
|                 | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> |
| ⑤使用方法           | 1 資格管理事務<br>・国民健康保険の被保険者の資格情報の管理に使用する。<br>2 賦課管理事務<br>・保険料の計算や通知書発行等の賦課管理事務に使用する。<br>3 収納管理・滞納管理事務<br>・保険料の収納の管理や過誤納の還付・充当等の収納管理事務、保険料の滞納整理事務に使用する。<br>4 給付管理事務<br>・保険給付の管理事務に使用する。  |  |
| 情報の突合           | 国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付に関する事務を行うため、被保険者情報と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合させる。  |  |
| ⑥使用開始日          | 平成28年1月1日  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |   |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>( 6 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない   |   |
| <b>委託事項1</b>         |  |   |
| ①委託内容                | 国民健康保険システムの運用及び保守業務  |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |   |
| ③委託先名                | 富士通Japan株式会社 岡山支社  |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 再委託承認願及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承認書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。   |
|                      | ⑥再委託事項   | システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。   |
| <b>委託事項2～5</b>       |  |   |
| <b>委託事項2</b>         |  |   |
| ①委託内容                | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務<br><br>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |   |
| ③委託先名                | 岡山県国民健康保険団体連合会   |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。 |
|                      | ⑥再委託事項   | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   |
| <b>委託事項3</b>         |  |   |
| ①委託内容                | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br><br>オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。   |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |   |

|              |           |  |
|--------------|-----------|--|
| ③委託先名        |           | 岡山県国民健康保険団体連合会   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託する<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の岡山県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岡山県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
|              | ⑥再委託事項    | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)   |
|              | 委託事項4     | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務  |
| ①委託内容        |           | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。  |
| ②委託先における取扱者数 |           | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名        |           | 支払基金   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託する<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>         |
|              | ⑥再委託事項    | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  |

|                  |           |   |
|------------------|-----------|---|
| <b>委託事項5</b>     |           | 国保市町村事務処理標準システム運用保守業務委託(岡山県クラウド環境)  |
| ①委託内容            |           | 国保市町村事務処理標準システム運用保守(岡山県クラウド環境)  |
| ②委託先における取扱者数     |           | [ 10人以上50人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名            |           | 岡山県国民健康保険団体連合会  |
| 再委託              | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                  | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託承認願及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承認書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。   |
|                  | ⑥再委託事項    | 岡山県クラウド環境の運用保守業務  |
| <b>委託事項6～10</b>  |           |   |
| <b>委託事項6</b>     |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務   |
| ①委託内容            |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)   |
| ②委託先における取扱者数     |           | [ 10人以上50人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名            |           | 岡山県国保連合会<br>(岡山県国保連合会は、国保中央会に再委託する)   |
| 再委託              | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                  | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の岡山県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岡山県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。<br><br>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |
|                  | ⑥再委託事項    | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て  |
| <b>委託事項11～15</b> |           |   |
| <b>委託事項16～20</b> |           |   |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 23 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 9 ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 番号法別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)   |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号及び別表第2(別紙1参照)   |
| ②提供先における用途                   | 番号法別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)  |
| ③提供する情報                      | 国民健康保険関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 国民健康保険の加入者全員  |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度                       | 提供依頼を受けた都度  |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 移転先1               | 庁内他部署(別紙2参照)   |
| ①法令上の根拠            | (別紙2参照)  |
| ②移転先における用途         | (別紙2参照)  |
| ③移転する情報            | 国民健康保険関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険の加入者全員   |
| ⑥移転方法              | [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 提供依頼を受けた都度   |
| 移転先2～5             |  |
| 移転先6～10            |  |
| 移転先11～15           |  |
| 移転先16～20           |  |
| 6. 特定個人情報の保管・消去    |  |
| 保管場所 ※             | <本市における措置><br>セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 |
| 7. 備考              |  |
|                    |  |

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険資格賦課関係情報ファイル

#### 1 宛名情報

1. 宛名番号、2. 個人番号、3. 世帯番号、4. 氏名情報、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄住民となった年月日、8. 住民となった届出年月日、9. 住民となった事由、10. 住民区分、11. 世帯主情報、12. 現住所情報、13. 住所を定めた年月日、14. 住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報、16. 転入元住所情報、17. 転出先住所情報、18. 消除情報、19. 国籍、20. 在留カード等の番号、21. 在留資格情報、22. 通称、23. 処理停止情報、24. 送付先情報、25. 送付先履歴情報、26. 相続人情報、27. 相続人続柄情報、28. 相続人履歴情報、29. 納税管理人情報、30. 納税管理人履歴情報、31. 記事情報、32. 連絡先情報、33. 破産管財人情報、34. 破産管財人履歴情報、35. 口座情報

#### 2 資格情報

1. 宛名番号、2. 記号番号、3. 保険証番号、4. 記号番号開始日、5. 記号番号終了日、6. 資格取得情報、7. 資格喪失情報、8. 資格異動情報、9. 退職者受給情報、10. 世帯情報、11. 世帯主情報、12. 世帯被保情報、13. 世帯メモ情報、14. 退職該当情報、15. 学遠該当情報、16. 施設入所情報、17. 個人証情報、18. 高齢受給者証情報、19. 社保情報、20. 介護適用除外情報、21. 世帯負担割合情報、22. 個人負担割合情報、23. 滞納証情報、24. 世帯被保年齢判定情報、25. 旧国保被保険者情報、26. 特定同一世帯所属者異動連絡票情報、27. 旧被扶養者情報、28. 旧被扶養者異動連絡票情報、29. 非自発的の失業者情報、30. 産前産後免除対象者情報、31. 産前産後免除対象者異動連絡票情報

#### 3 資格履歴情報

1. 世帯履歴情報、2. 世帯主履歴情報、3. 世帯被保履歴情報、4. 退職該当履歴情報、5. 学遠該当履歴情報、6. 施設入所履歴情報、7. 介護適用除外履歴情報、8. 世帯負担割合履歴情報、9. 滞納証履歴情報、10. 被保険者マスタ情報

#### 4 賦課情報

1. 宛名番号、2. 記号番号、3. 相当年度、4. 賦課年度、5. 基礎所得割額、6. 基礎均等割額、7. 基礎保険料年額、8. 基礎減免額、9. 基礎納付額、10. 基礎退職所得割額、11. 基礎退職均等割額、12. 基礎退職保険料年額、13. 基礎退職減免額、14. 基礎退職納付額、15. 支援所得割額、16. 支援均等割額、17. 支援金年額、18. 支援減免額、19. 支援納付額、20. 支援退職所得割額、21. 支援退職均等割額、22. 支援金退職年額、23. 支援退職減免額、24. 支援退職納付額、25. 介護所得割額、26. 介護均等割額、27. 介護保険料年額、28. 介護減免額、29. 介護納付額、30. 介護退職所得割額、31. 介護退職均等割額、32. 介護保険料退職年額、33. 介護退職減免額、34. 介護退職納付額、35. 期別賦課情報、36. 賦課被保情報、37. 国保所得情報、38. 減免情報、39. 軽減情報、40. 年金受給者情報、41. 年金連携情報、42. 年金連携履歴情報、43. 仮徴収情報、44. 基礎産前産後免除額、45. 支援産前産後免除額、46. 介護産前産後免除額

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 収納管理台帳ファイル

#### 1 宛名情報

1. 宛名番号、2. 個人番号、3. 法人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日、10. 住民となった届出年月日、11. 住民となった事由、12. 住民区分、13. 世帯主情報、14. 現住所情報、15. 住所を定めた年月日、16. 住所を定めた届出年月日、17. 前住所情報、18. 転入元住所情報、19. 転出先住所情報、20. 消除情報、21. 国籍、22. 在留カード等の番号、23. 在留資格情報、24. 通称、25. 処理停止情報、26. 送付先情報、27. 送付先履歴情報、28. 相続人情報、29. 相続人続柄情報、30. 相続人履歴情報、31. 納税管理人情報、32. 納税管理人履歴情報、33. 記事情報、34. 連絡先情報、35. 破産管財人情報、36. 破産管財人履歴情報、37. 口座情報

#### 2 調定情報

1. 税目、2. 賦課年度、3. 相当年度、4. 調定額、5. 納期限、6. 賦課異動理由、7. 更正事由、8. 更正日、9. 完納日、10. 最終納付日、11. 最終収入日、12. 本料調定額、13. 本料収入額、14. 本料仮消込額、15. 本料被充当予定額、16. 本料未納額、17. 本料過誤納額、18. 延滞金調定額、19. 延滞金収入額、20. 延滞金仮消込額、21. 延滞金被充当予定額、22. 延滞金未納額、23. 延滞金過誤納額、24. 退職納入申告日、25. 納期特例区分、26. 時効予定日、27. 不納欠損処理日、28. 不納欠損区分、29. 延滞金減免区分、30. 延滞金確定日、31. 延滞金執行日、32. 口座振替区分、33. 振替金額、34. 口座振替不能理由、35. 口座振替日、36. 変更納期限、37. 催告書発付日、38. 授命年月日、39. 催告納期、40. 記号番号、41. 通知書番号

#### 3 消込情報

1. 税目、2. 賦課年度、3. 相当年度、4. 納付義務者番号、5. 分納回数、6. 期月通知書番号、7. 領収日、8. 収入日、9. 納付区分、10. 収納種別、11. 消込金額、12. 消込本料額、13. 消込延滞金、14. 確定延滞金、15. 未確定延滞金、16. 消込処理情報、17. 仮消込情報、18. 仮消込エラー情報

#### 4 履歴情報

1. 調定履歴情報、2. 消込履歴情報、3. 仮消込履歴情報、4. 証明書発行履歴情報、5. 充当履歴情報、6. 還付履歴情報、7. 控除不足充当履歴情報

#### 5 その他収納管理情報

1. 口座振替情報、2. 返戻情報、3. 返戻住所情報、4. 過誤納情報、5. 還付通知書情報、6. 納付書情報、7. 滞繰調定情報、8. 滞繰異動情報、9. 控除不足情報

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 滞納整理台帳ファイル

#### 1 宛名情報

1. 宛名番号、2. 個人番号、3. 法人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日、10. 住民となった届出年月日、11. 住民となった事由、12. 住民区分、13. 世帯主情報、14. 現住所情報、15. 住所を定めた年月日、16. 住所を定めた届出年月日、17. 前住所情報、18. 転入元住所情報、19. 転出先住所情報、20. 消除情報、21. 国籍、22. 在留カード等の番号、23. 在留資格情報、24. 通称、25. 処理停止情報、26. 送付先情報、27. 送付先履歴情報、28. 相続人情報、29. 相続人続柄情報、30. 相続人履歴情報、31. 納付管理人情報、32. 納付管理人履歴情報、33. 記事情報、34. 連絡先情報、35. 破産管財人情報、36. 破産管財人履歴情報、37. 口座情報

#### 2 記事情報

1. 宛名番号、2. 記事連番、3. 記事年月日、4. 記事時刻、5. 記事コード、6. 記事内容、7. 折衝情報、8. 交渉情報、9. 予定情報、10. 処分コード、11. 調書番号

#### 3 滞納個人情報

1. 宛名番号、2. 担当区分、3. 地区コード、4. 受入年月日、5. 現年滞納額、6. 滞納繰越額、7. 滞納区分、8. 最終折衝日、9. 職業、10. 滞納理由、11. 滞納理由補足、12. 特記事項、13. 納付方法、14. 訪問予定年月日、15. 訪問予定時刻、16. 最終納付年月日、17. 最終納付金額、18. 最終催告種別、19. 最終催告年月日、20. 最終催告期限、21. 催告停止日、22. 催告停止期限、23. 催告停止事由、24. 返戻情報、25. 実態調査情報、26. 生活保護情報、27. 差押情報、28. 繰上徴収件数、29. 納付委託件数、30. 分割納付件数、31. 徴収猶予件数、32. 延滞金減免件数、33. 差押件数、34. 参加差押件数、35. 交付要求件数、36. 換価猶予件数、37. 処分停止件数、38. 時効中断件数、39. 時効予定日、40. 臨戸分納区分、41. 徴収区分、42. 戸籍情報、43. 連絡先情報

#### 4 分納情報

1. 処分コード、2. 調書番号、3. 処分連番、4. 回数、5. 指定期日、6. 賦課年度、7. 相当年度、8. 税目、9. 通知書番号、10. 事業年度開始日、11. 申告区分、12. 申告連番、13. 期別、14. 期別順番、15. 本料分納額、16. 督手分納額、17. 延滞金分納額、18. 加算金分納額、19. 受付番号

#### 5 滞納整理情報

1. 滞納履歴処分情報、2. 処分調定情報、3. 公売管理情報、4. 財産情報、5. 証券管理情報、6. 納付指導計画

### 国民健康保険給付管理ファイル

#### 1 給付記録情報

1. 宛名番号、2. 記号番号、3. 給付記録番号、4. 給付種別、5. 審査年月、6. 診療年月、7. 支給区分、8. 支給決定日、9. 支給処理日、10. 支給決定額、11. 貸付額、12. 充当額、13. 調整額、14. 給付記録情報、15. 調剤情報、16. 療養費支給情報、17. 高額明細情報、18. 若年高額支給情報、19. 高齢高額外来支給情報、20. 高齢高額支給情報、21. 高額支給情報、22. 高額療養費償還払い情報、23. 出産育児葬祭費情報、24. 減額認定証情報、25. 結核精神証情報、26. 特定疾病証情報、27. 特定疾患対象者、28. 不当利得情報、29. 第三者行為情報、30. 差額支給情報、31. 貸付情報、32. 償還払い情報、33. 高額介護合算情報



| 3. 特定個人情報の使用                                  |  |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク       |  |
| リスクに対する措置の内容                                  | <p>&lt;宛名システム等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。</li> <li>・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。</li> </ul> <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムには国民健康保険事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |  |
| ユーザ認証の管理                                      | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDとパスワードに加え、手のひら静脈による認証を行っている。</li> <li>・各ユーザは、1か月に1度、パスワードを変更している。</li> <li>・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、最低桁数を設定し、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>&lt;国保情報集約システムPCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードと指静脈によるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、最低桁数を設定し、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                                     | —  |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置             |  |
| —   |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託        |              | [ ] 委託しない  |
|-----------------------------|--------------|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク      |              |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [ 定めている ]    | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない   |
| 規定の内容                       |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外使用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・特定個人情報の提供の禁止</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管管理責任</li> <li>・必要に応じて委託先の視察・監査を行う</li> </ul>   |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない<br>4) 再委託していない   |
| 具体的な方法                      |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</li> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> |

|   |  |                                       |          |
|---|--|---------------------------------------|----------|
| その他の措置の内容   | -  |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           3) 課題が残されている         </td> <td style="vertical-align: middle; padding-left: 20px;">2) 十分である</td> </tr> </table> | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている   | 2) 十分である   |                                       |          |
| <b>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</b>  |  |                                       |          |
| <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを岡山県国保会館3階サーバ室(岡山市北区桑田町17-5)に設置し、設置場所への入退室記録管理、防犯カメラによるサーバ室内録画、警報装置設置および施錠管理(生体認証)を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ責任者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> |  |                                       |          |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）                      |  | [ ] 提供・移転しない  |
|---|--|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク   |  |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない            |
| ルール内容及び<br>ルール遵守の確認方法   | ・データ提供・移転先からの利用申請を求め、データ提供・移転元が法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を許可する。 |   |
| その他の措置の内容   | -  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている              2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |   |
| -   |  |   |



| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |
|--|---|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク   |   |
| ①事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |
| その内容   | —   |
| 再発防止策の内容   | —   |
| その他の措置の内容  | <p>【物理的対策】</p> <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。</li> <li>・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。</li> <li>・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |
| <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> |   |

| 8. 監査  |  |
|--|--|
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [      十分に行っている      ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法   | <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策  |  |
| <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> |  |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 法務部法務課 情報公開室<br>〒710-8565 倉敷市西中新田640 電話番号086-426-3213  |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                     |
| ③法令による特別の手続              | —  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 健康福祉部 国民健康保険課<br>〒710-8565 倉敷市西中新田640 電話番号086-426-3281 |
| ②対応方法                    | 問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。                              |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和4年3月18日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日        | 項目                    | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------|--------|---|------|-----------|
| 平成29年3月17日 | I (システム4)<br>①システムの名称 |        | 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)<br>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。  | 事前   | ①重要な変更    |
| 平成29年3月17日 | I (システム4)<br>②システムの機能 |        | 1. 資格継続業務<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日<br>(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ<br>被保険者資格データを配信する。<br>2. 高額該当回数引き継ぎ業務<br>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを<br>転入地市区町村から国保連合会へ送信する。<br>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。<br><br>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイル | 事前   | ①重要な変更    |

|            |                             |         |  |    |                          |
|------------|-----------------------------|---------|--|----|--------------------------|
| 平成29年3月17日 | II 3. ①入手元<br>その他の( )内      | 医療保険者   | 医療保険者、岡山県国民健康保険団体連合会   | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 3. ②入手方法                 |         | 専用線に「○」と記載。  | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託の有無                 | 1件      | 2件   | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. ③委託先名                 | 富士通株式会社 | 富士通株式会社 岡山支店   | 事後 | ①重要な変更に当たらない<br>詳細な記載に変更 |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託事項2                 |         | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務<br>に関する市町村保険者事務共同処理業務   | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託事項2 ①委託内<br>容       |         | <p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高</p> <p>額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託事項2<br>②委託先における取扱者数 |         | 10人未満  | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託事項2<br>③委託先名        |         | 岡山県国民健康保険団体連合会   | 事前 | ①重要な変更                   |
| 平成29年3月17日 | II 4. 委託事項2<br>④再委託の有無      |         | 再委託する  | 事前 | ①重要な変更                   |

|                   |                                  |  |   |           |               |
|-------------------|----------------------------------|--|---|-----------|---------------|
| <p>平成29年3月17日</p> | <p>II 4. 委託事項2<br/>⑤再委託の許諾方法</p> |  | <p>再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。</p> | <p>事前</p> | <p>①重要な変更</p> |
| <p>平成29年3月17日</p> | <p>II 4. 委託事項2<br/>⑥再委託事項</p>    |  | <p>資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。</p>  | <p>事前</p> | <p>①重要な変更</p> |

|                   |                                   |   |   |           |               |
|-------------------|-----------------------------------|---|---|-----------|---------------|
| <p>平成29年3月17日</p> | <p>Ⅲ 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容</p> | <p>・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。<br/>         ・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。<br/>         ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</p> | <p>・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。<br/>         ・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。<br/>         ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;<br/>         ・国保総合PCにおける措置<br/>           ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となる<br/>           ため、対象者以外の情報を入手することはない。<br/>           ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないこと<br/>           によって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> | <p>事前</p> | <p>①重要な変更</p> |
|-------------------|-----------------------------------|---|---|-----------|---------------|

|                   |  |   |  |           |               |
|-------------------|--|---|--|-----------|---------------|
| <p>平成29年3月17日</p> | <p>Ⅲ 3. 特定個人情報の使用<br/>リスク2 ユーザ認証の管理</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・各ユーザは、1か月に1度、パスワードを変更している。</li> <li>・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDとパスワードに加え、カードによる認証を行っている。</li> <li>・各ユーザは、1か月に1度、パスワードを変更している。</li> <li>・職員ごとにシステムの使用権限を設定し、利用可能な範囲を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによつて、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> | <p>事前</p> | <p>①重要な変更</p> |
| <p>平成29年3月17日</p> | <p>Ⅲ 4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</li> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> </ul>   | <p>事前</p> | <p>①重要な変更</p> |

|            |  |          |   |    |                           |
|------------|--|----------|---|----|---------------------------|
| 平成29年3月17日 | Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |          | <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを岡山県国保会館3階サーバ室(岡山市北区桑田町17-5)に設置し、設置場所への入退室記録管理、防犯カメラによるサーバ室内録画、警報装置設置および施錠管理(生体認証)を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ責任者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul> | 事前 | ①重要な変更                    |
| 平成29年4月1日  | I 6. ②所属長                                      | 課長 藤原 博之 | 課長 平松 定義  | 事後 | ①重要な変更にあたらぬ人事異動に伴う記載内容の変更 |
| 平成31年4月1日  | I 6. ②所属長                                      | 課長 平松 定義 | 課長 田中 正人  | 事後 | ①重要な変更にあたらぬ人事異動に伴う記載内容の変更 |
|            |  |          |   |    |                           |

|           |                      |  |  |    |        |
|-----------|----------------------|--|--|----|--------|
| 令和2年3月25日 | I (システム4)            |  | <p>医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信</p> <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを</p> <p>市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | I (システム5)            |  | システム5の全項目  | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | II 4. 委託事項2<br>①委託内容 |  | ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。   | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | II 4. 委託事項3          |  | 全項目  | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | II 4. 委託事項4          |  | 全項目  | 事前 | ①重要な変更 |

|           |   |  |  |    |        |
|-----------|---|--|--|----|--------|
| 令和2年3月25日 | (別添1)特定個人情報ファイル記録項目                     |  | <p>○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</li> <li>・券面記載の被保険者証記号</li> <li>・券面記載の被保険者証番号</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</li> <li>・被保険者証裏面への性別記載の有無</li> <li>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</li> <li>・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</li> </ul> | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | Ⅲ 特定個人情報の使用<br>ユーザー認証の管理<br>具体的な管理方法    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>   | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和2年3月25日 | Ⅲ 4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 |  | <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul>   | 事前 | ①重要な変更 |

|           |   |   |   |    |   |
|-----------|---|---|---|----|---|
| 令和2年3月25日 | Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   | <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」</li> <li>及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、</li> <li>「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> | 事前 | ①重要な変更                                      |
| 令和2年3月25日 | Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置       |   | <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>                     | 事前 | ①重要な変更                                      |
| 令和3年3月22日 | I (システム6)                                       |   | システム6の全項目   | 事前 | ①重要な変更にあたらぬ<br>特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬため |
| 令和3年3月22日 | I . 5. ②法令上の根拠                                  | 【情報提供】<br>番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、12、15、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項 | 【情報提供】<br>番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項  | 事前 | ①重要な変更                                      |

|           |                            |   |  |    |                       |
|-----------|----------------------------|---|--|----|-----------------------|
| 令和3年3月22日 | Ⅲ. 6. リスク1<br>リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法別表第2及び第16条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | 事前 | ①重要な変更にあたらぬ法令改正等による変更 |
| 令和4年1月18日 | Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用            |   | <p>&lt;国保情報集約システムPCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードと指静脈によるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、最低桁数を設定し、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> | 事前 | ①重要な変更                |
| 令和4年1月18日 | Ⅲ. 10. その他のリスク対策           |   | <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>  | 事前 | ①重要な変更                |
| 令和4年1月18日 | I. 2. システム3①               | ひもづけ  | 紐付け  | 事後 | ①重要な変更にあたらぬ           |
| 令和4年1月18日 | I. 2. システム5①               | (1)<br>(2)<br>(3)<br>(i)<br>(ii)<br>(iii)<br>(iv)                     | 1<br>2<br>3<br>(1)<br>(2)<br>(3)<br>(4)  | 事後 | ①重要な変更にあたらぬ           |

|           |  |   |  |    |            |
|-----------|--|---|--|----|------------|
| 令和4年1月18日 | I . 4                                    | 番号法第9条第1項 別表第1の30の項   | 番号法第9条第1項 別表第一の30の項<br>番号法第9条第2項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条<br><br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30<br>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更      |
| 令和4年1月18日 | I . 5. ②法令上の根拠根拠                         |   | <オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  | 事前 | 重要な変更      |
| 令和4年1月18日 | II . 4. 委託事項1③                           | 富士通株式会社 岡山支店  | 富士通Japan株式会社 岡山支社  | 事前 | 重要な変更にあたらぬ |
| 令和4年1月18日 | II . 4. 委託事項4③                           |   | 支払基金   | 事前 | 重要な変更にあたらぬ |
| 令和4年3月23日 | I . 5. ②法令上の根拠                           | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45の項<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45の項<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項                          | 事後 | 重要な変更にあたらぬ |
| 令和4年3月23日 | I 6. ②所属長                                | 課長 田中 正人  | 課長   | 事後 | 様式の変更に伴う変更 |
| 令和4年3月23日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | [○] 医療保険者、岡山県国民健康保険団体連合会  | [○] 医療保険者、岡山県国民健康保険団体連合会、内閣総理大臣  | 事後 | 重要な変更      |
| 令和4年3月23日 | II . 5. ②法令上の根拠                          | 番号法第19条第7号及び別表第2(別紙1参照)   | 番号法第19条第8号及び別表第2(別紙1参照)  | 事後 | 重要な変更      |

|           |                            |   |   |    |              |
|-----------|----------------------------|---|---|----|--------------|
| 令和4年3月23日 | Ⅲ. 6. リスク1                 | (※2)番号法別表第2及び第16条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。 | (※2)番号法別表第2及び第19条17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。     | 事後 | 重要な変更にあたらぬ   |
| 令和4年3月23日 | V. 1. ①実施日                 | 令和3年3月22日   | 令和4年3月18日   | 事後 | 再評価により実施日の修正 |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項2<br>②委託先における取扱者数 |   | 10人以上50人未満  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項3<br>②委託先における取扱者数 |   | 10人以上50人未満  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項4<br>②委託先における取扱者数 |   | 10人以上50人未満  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5                 |   | 国保市町村事務処理標準システム運用保守業務委託(岡山県クラウド環境)  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5 ①委託内容           |   | 国保市町村事務処理標準システム運用保守(岡山県クラウド環境)  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5<br>②委託先における取扱者数 |   | 10人以上50人未満  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5<br>③委託先名        |   | 岡山県国民健康保険団体連合会  | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5<br>④再委託の有無      |   | 再委託する   | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5<br>⑤再委託の許諾方法    |   | 再委託承認願及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承認書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。 | 事後 | ①重要な変更       |
| 令和5年3月3日  | Ⅱ 4. 委託事項5<br>⑥再委託事項       |   | 岡山県クラウド環境の運用保守業務  | 事後 | ①重要な変更       |

|           |                                       |   |   |    |                    |
|-----------|---------------------------------------|---|---|----|--------------------|
| 令和6年2月28日 | I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45の項<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項<br><br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号 別表第2の42、43、44、45、121の項<br><br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項<br><br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | ①重要な変更             |
| 令和6年2月28日 | II 2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目      | [ ]その他( )   | [○]その他(公金受取口座情報)  | 事後 | ①重要な変更             |
| 令和6年2月28日 | II 2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性       |   | ・公金受取口座情報:還付先の口座情報を把握するために保有  | 事後 | 公金受取口座を利用することによる修正 |
| 令和6年2月28日 | II 3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元            | [○]行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、年金保険者)  | [○]行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、年金保険者、デジタル庁)  | 事後 | ①重要な変更             |
| 令和6年2月28日 | II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無         | 5件  | 6件  | 事前 | ①重要な変更             |
| 令和6年2月28日 | II 4. 委託事項6                           |   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務   | 事前 | ①重要な変更             |
| 令和6年2月28日 | II 4. 委託事項6<br>①委託内容                  |   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)   | 事前 | ①重要な変更             |

|           |                            |  |  |    |        |
|-----------|----------------------------|--|--|----|--------|
| 令和6年2月28日 | Ⅱ 4. 委託事項6<br>②委託先における取扱者数 |  | 10人以上50人未満   | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅱ 4. 委託事項6<br>③委託先名        |  | 岡山県国保連合会<br>(岡山県国保連合会は、国保中央会に再委託する)  | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅱ 4. 委託事項6<br>④再委託の有無      |  | 再委託する  | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅱ 4. 委託事項6<br>⑤再委託の許諾方法    |  | <p>委託先の岡山県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岡山県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤー</p> | 事前 | ①重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅱ 4. 委託事項6<br>⑥再委託事項       |  | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て   | 事前 | ①重要な変更 |

|           |   |  |  |    |                          |
|-----------|---|--|--|----|--------------------------|
| 令和6年2月28日 | Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保<br>具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</li> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先と同等のリスク対策を実施する。</li> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合</li> </ul> | 事前 | ①重要な変更                   |
| 令和6年2月28日 | (別添1)ファイル記録項目<br>2 資格情報   |  | 30. 産前産後免除対象者情報、31. 産前産後免除対象者異動連絡票情報   | 事後 | 産前産後期間に係る保険料軽減を行うことによる修正 |
| 令和6年2月28日 | (別添1)ファイル記録項目<br>4 賦課情報   |  | 44. 基礎産前産後免除額、45. 支援産前産後免除額、46. 介護産前産後免除額  | 事後 | 産前産後期間に係る保険料軽減を行うことによる修正 |